

障害者 福祉情報

141号 2016年2月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

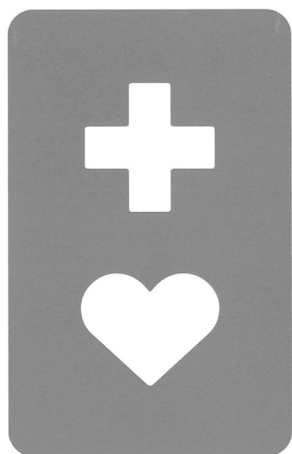
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/
shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

福岡県では「ヘルプカード」の普及・啓発を推進します。

福岡県では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮が必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を活用した、「ヘルプカード」を普及・啓発しています。

今後、「ヘルプマーク」(下図)の優先席への標示や「ヘルプカード」(P2下図)の配布等を順次進めていく予定です。障害のある人がより安心した生活を送れるようにするため、一人でも多くの県民の皆様に「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を認識してもらうことが大切です。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車やバスなどで席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク (help mark)

対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

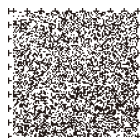
配付について

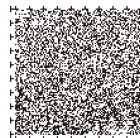
対象者からの申し出により、県保健福祉環境事務所、県庁障害者福祉課、各市町村の福祉課、障害福祉相談支援事業所などで配布しています。

また、県のホームページでもダウンロード印刷できます。その際は「福岡県ヘルプカード」と検索下さい。

もくじ / 通巻141号

・「ヘルプカード」普及・啓発	1～3
・身体障害者補助犬の役割	4
・ご存じですか 携帯電話等割引制度 ほか	5～6
・まごころ製品	7
・ほんだな	8





**あなたの手助けが必要です。
「ヘルプカード」**

福岡県では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮が必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助がしやすくなるよう作成した「ヘルプカード」を普及・啓発しています。

◆ヘルプカードは、「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。

障害のある人に優しい街や施設が増え、障害のある人の行動範囲が広がっていることから、予想でしかない場所で思わぬ困りごとが生じることもあります。また、周りの人はその場面に遭遇した場合、「障害の内容や求められていることがわからず、どうやって支援し

ていいかわからない」という状況があるのも事実です。

◆想定される支援

使用する人により支援の内容はさまざまなので、まずは、ヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合は、「何か困っていることはありませんか？」などと積極的に声をかけるように心がけてください。本人が何らかの事情でうまく支援の内容を伝えられない場合は、カードの裏面を見て、カードに記載されている方法で支援をするようにしてください。まずは「声をかけること、気にかけること」がとても大切です。

◆主な活用場面

災害が発生した場合や避難時、本人がパニックや発作などを起こしたときや日常生活で手助けが必要な場合を想定しています。自分の住む地域でヘルプカードを持っている人がいたら、まずはその障害の特性と初歩的な対応を理解することから始めてみてください。ヘルプカードは、安心して声かけや相談ができる目印にもなります。

◆4つの役割

- ①「何かあったときに、味方になって理解してもらえ、手助けしてもらえ。」それは、障害のある人自身が安心できます。
- ②「何かあったらどうしよう。」緊急連絡先を本人が携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。
- ③緊急時に必要となる情報を予め備え持つことができます。さらに、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。
- ④「ヘルプカード」について知っていたことは、障害のある人がどのように支援を必要としているかを知っていただくことに繋がるため、障害について理解するためのきっかけになります。



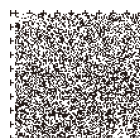
(カード見本表面)



(裏面)



福岡県が県内の標準様式をデザインし定めることで、県内で支援を必要とする人のためのマーク「ヘルプマーク」を各市町村に普及しやすくなるとともに、県民の方に「ヘルプカード」を知ってもらうことに繋がります。



おも 思いやりを^{とど}届けましょう！

ヘルプカードが^{て つだ}お手伝いします。

ケース 1

ないぶ しょうがい なんびょう かた にんしん しょき
内部障害、難病がある方、妊娠初期の
かた ちょうじかん た たいへん かた
方など長時間立っているのが大変な方に、
すすんで
せき ゆず
席を譲り
ましょう。



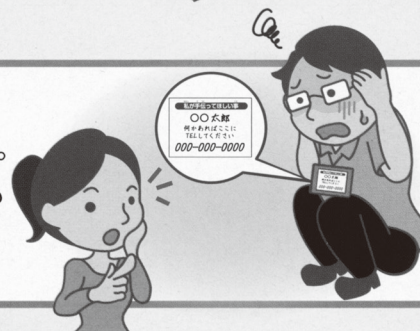
ケース 2

げんご しょうがい ちょうかく しょうがい かた
言語障害や聴覚障害のある方には、
しゅわ ひつだん
手話や筆談でコミュニケーションを
とりましょう。



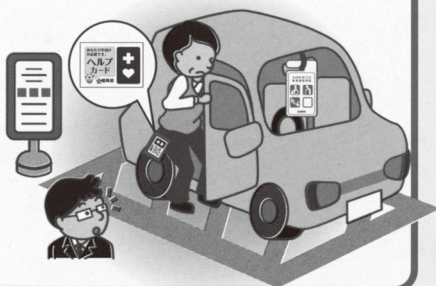
ケース 3

ぱにっく ほっさ お しょうがい かた
パニックや発作の起こる障害のある方もいらっしゃいます。
たいしよほう きんきゅうれんらくさき か
ヘルプカードに、対処法や緊急連絡先が書かれているかも
しれません。声をかけて確認しましょう。



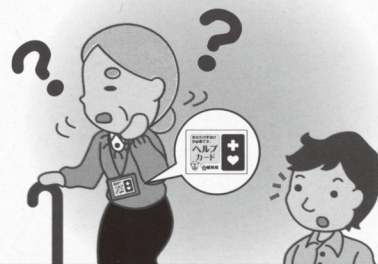
ケース 4

ゆずりあいのまごころ ちゅうしゃじょう ないぶ
障害など外見からは障害がわかり
にくい方の
りよう
ご利用に
きょうりよく
ご協力を。



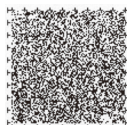
ケース 5

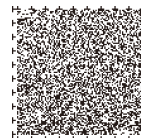
ヘルプカードを身に^み着けて^つ困っている
おとしより。にんちしょう まよ
認知症で迷っているかも。
こえ
声をかけて
みましょう。



ケース 6

てつだ こえ よ
お手伝いの声をかけて良いのかためらう
とき
時もありますね。
み せっきよくてき こえ
ヘルプカードを見たら積極的に声を
かけてみましょう。





しっかりと理解しよう！ 身体障害者補助犬の役割

身体障害のある方の自立と社会参加を支援することを目的として、平成14年10月に施行された「身体障害者補助犬法」により、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬（以下、「補助犬」）が同伴できるようになりました。

補助犬とは、厚生労働省の指定した機関から認定を受けた犬のことといい、大きく分けて、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類があります。

◆盲導犬の役割

盲導犬とは、視覚障害者を安全かつ快適に誘導するために、専門的な訓練を受けた犬のことです。

主な仕事は、ユーザー（盲導犬を使用する人）が頭の中でイメージ

ジした目的地までの地図や道順に応じた適切な指示に対し、安全に歩行するためのサインをユーザーに送り、ユーザーはハーネス（胴輪）を通してそれを感じながら安全で快適な歩行をサポートします。

犬種は主にラブラドル・レトリバーやゴールデン・レトリバーが用いられます。

◆介助犬の役割

介助犬とは、病気やけがなどで、手足が自由に動かない人の介助をするために、専門的な訓練を受けた犬のことです。

主な仕事は、ユーザー（介助犬を使用する人）の落としたものを拾ったり、ドアの開け閉めをしたり、指示されたものを持ってきたりします。また、車いすを引っ張ったり、着替えを手伝ったりもします。

ユーザーによって、犬が行う介助も違うので、訓練士は、医師や作業療法士などと、どのような介助が必要かを相談し、そのユーザーに最適な介助を訓練します。

基本的な訓練は施設で行い、ユーザーとの合同トレーニングを

ユーザーの自宅で行います。なお、介助犬の指示語は、方言や男女による言葉の差のない英語を使用します。

犬種は主にラブラドル・レトリバーが用いられます。

◆聴導犬の役割

聴導犬とは、耳の不自由な方が日常生活を営む上で必要となる情報を伝え誘導するために、専門的な訓練を受けた犬のことです。

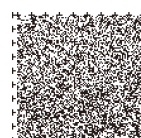
主な仕事は、ブザー音、電話の呼び出し音、本人を呼ぶ声、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を本人に伝え、音源までの誘導を行います。

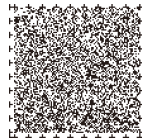
また、聴導犬は盲導犬や介助犬のように「ユーザーの命令に従って動く犬」とは違い、聴導犬のユーザーは耳が不自由な方なので、「音が鳴っているので私に教えなさい」と命令はできません。聴導犬は犬自体が自分で音を聞き分け、ユーザーに必要な音と判断したときに教えるように訓練されています。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されていますので、店舗内に同行されることがあります。犬が嫌いな方が補助犬に出会った場合は落ち着いて対処ください。また、補助犬をさわったり、声をかけたり食べ物あげたり、口笛や手をたたいたり、携帯電話のフラッシュを点けて撮影しないなど、補助犬の仕事に影響が出ないようにご理解、ご協力をお願いします。



お店の入口などで「ほじょ犬」マークを見かけた場合も、ご理解、ご協力をお願いします。





今号では、障害者をご利用いただける割引制度の内、料金等の変更があった携帯電話の基本使用料と各種サービス月額使用料等の減免と郵便物（第4種郵便物）の無料制度について紹介します。

携帯電話の基本使用料と各種サービス月額使用料等の減免

現在、各携帯電話会社は、障害者のコミュニケーションを豊かにし、社会参加の一助として携帯電話を幅広くご利用いただけるよう、基本使用料などが割引となるサービスが提供されています。

また、会社によっては、月々の電話料金請求書の情報を点字にてご確認いただく点字請求サービスもあります。

ご存じですか？ 携帯電話等の割引制度

会社名	NTTドコモの減免 (ハーティ割引)	ソフトバンクの携帯電話の減免 (ハートフレンド割引)	auの携帯電話の減免 (スマイルハート割引)
内 容	- 基本プラン(カケホーダイ&パケあえる)の対象プラン基本使用料が1,700円割引、もしくはFOMA料金プランの基本使用料が60%割引。 - また、付加機能使用料が60%割引。 - テレビ電話通信料(通常、音声通話料の1.8倍相当)が音声通話料と同額。 - 各種事務手数料(契約事務手数料、名義変更手数料等)無料 「104」番号案内料及び通話料無料 その他月々の電話料金請求書の情報を点字にてご確認いただく点字請求サービスもあります。	(1)ホワイトプランの場合 - 基本使用料980円/月が無料等 - パケットし放題、パケットし放題S for スマートフォンなどの下限額が0円から利用可能 - ホワイトプランのTVコール国内通話料が半額 (2)スマ放題の場合 - 基本使用料1,836円割引 - 各種手数料無料 - 各種オプション60%割引 ※詳細については、下記へお問い合わせください。	1年間の継続利用のお約束でKDDIの携帯電話の基本使用料・通話料・Cメール送信料が50%割引。 - 他社携帯もしくはPHSへの通話料・Cメール送信料は20%割引
制 限	お1人様1回線のみ契約可	お1人様1回線のみ契約可	お1人様1回線のみ契約可
対 象	- 身体障がい者手帳 - 療育手帳 - 精神障がい者保健福祉手帳 - 特定疾患医療受給者証 - 特定疾患登録者証 - 特定医療費(指定難病)受給者証 いずれかの交付を受けている方。 ※各手帳・証明書の名称は発行元により異なる場合があります。	- 身体障がい者手帳 - 療育手帳 - 精神障がい者保健福祉手帳 - 特定疾患医療受給者証 - 特定疾患登録者証 - 特定医療費(指定難病)受給者証 いずれかの交付を受けている方。	- 身体障害者手帳 - 療育手帳 - 精神障害者保健福祉手帳 - 特定疾患医療受給者証 - 特定疾患登録者証 - 特定医療費(指定難病)受給者証 いずれかの交付を受けている方
窓 口	ドコモショップ、ドコモ取扱店	ソフトバンクショップ携帯電話取扱店	auショップ、PiPit及び au取扱店
問合せ先	ドコモの携帯電話から 局番なしの 151(無料) 一般電話等から 0120-800-000(無料) 受付時間:午前9時~午後8時(年中無休)	ソフトバンク携帯電話から 局番なしの157(無料) 一般電話等から 0800-919-0157(無料) 電話受付時間:午前9時~午後8時	au電話から 局番なしの157(無料) 一般電話から 0077-7-111(無料) 電話受付時間:24時間受付 オペレーターとの通話は午前9時~午後8時

郵便物(第4種郵便物)の無料制度 ◆点字ゆうパック

●内 容

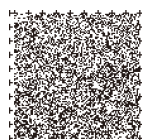
点字等郵便物(第4種郵便物)では送れない大型の点字物をゆうパックとして送る場合に減額されます。送付の際は、その内容の大部分を透視することができるようにするか、包装の納入口またはこれに相当する部分の一部を切り開き、点字物等とわかるようにし、封筒の表面に「点字ゆうパック」と明記する必要があります。

●制 限

盲人用録音物または点字用紙は、点字図書館や点字出版施設等の盲人の福祉を増進することを目的とした施設(日本郵便株式会社が指定する施設)から差し出され、またはこれらの施設にあてて差し出す場合のみ無料となります。

●運 賃(平成27年7月現在)

※サイズは縦・横・長さの合計
※30kg以下の荷物に適用
※詳しくは、最寄りの郵便局でご確認ください。





サイズ (cm)	運賃
60サイズ	100円
80サイズ	210円
100サイズ	310円
120サイズ	410円
140サイズ	510円
160サイズ	620円
170サイズ	720円

◆聴覚障害者用ゆうパック制度

●内容

聴覚障害者用ビデオテープ（画面に字幕や手話が挿入されたもの）を内容とするゆうパックを低料金で送れる制度です。送付の際は、その内容の大部分を透視することができるようになるか、包装の納入口またはこれに相当する部分の一部を切り開き、聴覚障害者用ゆうパック等とわかるよう、ゆうパックの表面に「聴覚障害者用ゆうパック」と明記（日本郵便株式会社）の指定を受けた聴覚障害者福祉施設から差し出す場合は当該施設の名称、及び所在地を併せて

（明記）する必要があります。指定を受けた施設の差し出しは、原則として当該施設所在地の郵便配達を行う事業所のみです。

●制限

聴覚障害者の福祉を増進することを目的とした施設（日本郵便株式会社）の指定を受けた施設（間、もしくはその施設と聴覚障害者間の運賃のみです）

●運賃（平成27年7月現在）

※サイズは縦・横・長さの合計
※30kg以下の荷物に適用

※詳しくは、最寄りの郵便局でご確認ください。

サイズ (cm)	運賃
60サイズ	100円
80サイズ	210円
100サイズ	310円
120サイズ	410円
140サイズ	510円
160サイズ	620円
170サイズ	720円



障害者の自立と社会参加に向けて雇用を促進

福岡県では、障害者がいきいきと働いて経済的に自立した生活が送れる社会、また、社会の一員として必要とされ、感謝されることで得られる充足感を持ちながら暮らせる社会を促進するために「福岡県障害者雇用促進大会」を実施しています。

本年度の大会は、平成27年10月8日（木）に福岡県庁講堂で開催されました。

本大会では、福岡県知事表彰として、3名の優秀勤労障害者、株式会社等4箇所の障害者雇用優良事業所が受賞されました。また、厚生労働大臣表彰として、障害者雇用優良事業所1箇所の株式会社表彰され、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰として優秀勤労障害者1名、障害者雇用優良事業所として2箇所の株式会社表彰されました。

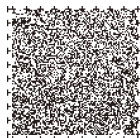
優秀勤労障害者として受賞された方は「初めはコミュニケーションがうまく取れず苦しい時期が

ありましたが、32年働くことができ、職場での経験を様々な場面で活かすことができるようになりました。」と笑顔でコメントをされています。

また、優良事業所として受賞された事業所の方は「障害者を雇用することで、多くの社員が障害に関心を持つようになり、その方を支援していくために考え工夫するような姿勢に感銘を受けています。」と、語られました。

福岡県では今後も障害者の雇用を促進していくとともに、働く障害者を応援するため、障害者が作った製品やサービスを企業が積極的に購入することで障害者の所得の向上を図る「障害者応援まごころ企業認定制度」についても促進しています。





まごころ製品「美味しいものグランプリ」が決定

福岡県では、去る平成27年10月14日（水）博多駅前広場で、まごころ製品「美味しいものグランプリ」を開催しました。

これは、障害のある方たちが施設や事業所で作った「まごころ製品」の魅力を広く県民に知っていただくとともに、さらなる商品力の向上のため、まごころ製品を3つの部門に分け、来場者に投票していただきグランプリを決定するという初めての試みです。

まごころ製品

「美味しいものグランプリ」受賞商品

★おいしい部門

福岡市立つくし学園「米粉あんぱん」

★かわいいものの部門

志摩学園「紅いもぼーる」

★贈りたいものの部門

就労継続A型事業所れんこん
「玉ねぎドレッシング」

当日は博多駅を利用する多くの方々が、グランプリにエントリーした23施設の38商品のうち、これは良いと思うものに投票をされていました。

投票の結果、各部門のグランプリが決定し、受賞者からは、「頑張ってつくってくれたことが評価されてうれしく思います。」「これから商品を手取るお客様が笑顔になれる商品を利用者一同つくっていききたい。」などと喜びの声が聴かれました。

あなたにとどけたい、まごころ。

福岡県と福岡県セルプセンターの共同で、1月20日から24日までの5日間、福岡三越で第3回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催されました。

3度目となる今回の販売会では、企業やプロの職人と共同開発・製作した商品や素材にこだわった手作りの食品、技術に磨きのかかった木工品、丁寧な手仕事の縫製品など、県内各地から選りすぐられた約4万4千点のまごころ製品が並びました。

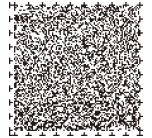


また、博多を代表する「食の匠集団」『博多食文化の会』が、障害者施設の新鮮野菜や福岡県産の食材を中心に調理した料理を提供するスペシャルイベントも開催されました。この売上金は全額販売会実行委員会に寄付され、障害者の自立支援のために活用されます。期間中はあいにくの大雪に見舞われましたが、多くの来場者で会場は熱気に包まれ、販売会は大成功に終わりました。



ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「障がい者差別よ、さようなら！」

障害と人権全国弁護士ネット 編
出版：生活書院



障がい者の生き様が社会を動かし、尊厳が一つひとつ実現されたとき社会は変わる！全国各地で闘われた障がい者の権利のための裁判事例を、担当した弁護士自らが簡明簡潔に分析報告し、今後の権利確立の指標を指し示す必読必携のケーススタディブック。

「ことばのバリアフリー ～情報保障とコミュニケーションの障害学～」

あべやすし 著
出版：生活書院



すべての人に知る権利を保障し、誰もが意見や情報をやりとりできるようにすること。誰も社会から排除されないようにすること。将来の展望を見据えること。生活支援や訪問介助の経験の中で考え続けてきた「ことば」と「障害」をめぐる現状と課題をまとめた1冊。

「ぼくはアスペルガー症候群」

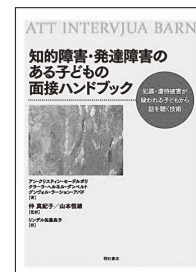
長谷川知子 監修、そろ 漫画
出版：講談社



アスペルガー症候群の人は生きづらいほどに正直でまじめ。でも正しい診断を受け、適切な対応を学べば生きやすくなる。アスペルガー症候群の少年が、小学生から大学生になり、社会と折り合って生活できるようになるまでを追うコミック。

「知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック」

アン・クリスティン・セーデルボリ他 著
出版：明石書店



コミュニケーションに支障がある子どもが虐待や被害に遭遇した場合、その報告を適切に聴取するにはどうしたらよいのか。本書では、まず知的障害・発達障害のある子どもの特性を理解し、次に誘導や暗示のかからない面接法について、具体的な場面を設定して学んでいく。

